

議案第80号

農業共済事業会計特別積立金の取崩しについて

平成21年度において、農業共済事業会計特別積立金の取崩しを下記のとおり実施することについて、加西市農業共済条例第80条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成21年9月1日提出

加西市長 中川暢三

記

平成21年度において、水稻損害防止事業の費用に充てるため取崩す水稻特別積立金の限度額は、次のとおりとする。

1 特別積立金取崩しの勘定及び限度額

農作物共済勘定 水稻特別積立金 4,682,000円

2 特別積立金の現在高

平成20年度末残高	10,214,753円
当期積立額	3,396,776円
合 計	13,611,529円

(審議資料)

平成 21 年度において、農業共済事業会計農作物共済勘定の特別積立金を取崩し、水稻損害防止事業の費用に充当することについて、加西市農業共済条例第 80 条第 5 項の規定により、議会の議決を求めるもの。